

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正
する条例のあらまし

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行います。
- 2 料金及び使用料の納期限について、起算日を変更します。
- 3 この条例は、平成31年4月1日及び同年10月1日から施行します。